

)

- 1 私及び世帯構成員全員は、暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、これらと密接な関係を有する者ではありません。
- 2 除却事業に関し、この要綱による補助金又は、国、奈良県等による他の補助金等を受けていません。
- 3 除却予定建築物等は公共事業に伴う補償の対象となるものではありません。
- 4 この度予定する除却事業は、不動産販売、不動産貸付、駐車場運営等の事業を目的とするものではありません。
- 5 上記の他、町長に提出する書類の記載内容及び補助金の受給資格に偽りはありません。
- 6 申請内容に変更があった時は、速やかに所定の手続きを行います。
- 7 町長が指示する必要な書類については、決められた期間内に提出します。
- 8 除却事業に際し、紛争等が生じた場合は当事者間で解決します。
- 9 大淀町老朽危険空家等除却事業補助金交付要綱第 16 条に規定する交付決定の取り消しを受けた場合において、すでに交付された補助金について返還命令があった際は、命令に従い速やかに補助金を返還します。